別　　表

北海道PCB廃棄物処理事業に関する通報連絡及び公表基準

（平成31年X月XX日変更）

区分	対象事象	通報連絡	公表 JESCO	公表 道・市
Ⅰ	1 PCB等法令で定める有害な物質※1の施設外への流出・排出又は流出・排出のおそれが生じた場合	直ちに電話にて通報。 速やかにFAX及び電子メールで事象概要を連絡。	連絡後、速やかにプレス公表。 関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	連絡受理誤、速やかにプレス公表及びホームページに掲載。
	2 火災※2（区分Ⅲの事象例を除く）			
	3 爆発（施設、設備の破損あ伴うもの）			
	4 損壊※3			
	5 施設内に浸水した場合			
	6 制御異常：自動停止システム作動後も運転条件（温度、圧力等）が安全側に移行せず、手動により施設の運転を停止した場合※4			
	7 休業4日以上の労働災害			
Ⅱ	1 排出管理目標値※5・排出又は流出・排出のおそれが生じた場合	速やかに電話にて通報。 その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1は連絡後、速やかにプレス公表。 関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	1は連絡受理後、速やかにプレス公表。 2はホームページに掲載。
	2 3日以下の休業に係る労働災害			
Ⅲ	1 環境への特段の影響はないが、地域住民や保管事業者等に不安感を与える事象	昼間（8時30分から17時まで）に発生した事象については当日中に、夜間（17時から8時30分まで）に発生した事象については翌午前中に電話にて通報。 その後、FAX及び電子メールで事象概要を連絡。	1④はプレス公表。 関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載。
	①修復に設備停止※6が必要なPCB等法令で定める有害な物質※1の施設内での漏洩※7			
	②PCB等法令で定める有害な物質※1に該当しない用役※8の施設外への流出			
	③施設外へのPCB等法令で定める有害な物質※1の排出を伴わない排気漏洩設備の起動※10			
	④計画外の1週間以上の操業停止			
	⑤備え付けの消火器及び工程上の処理により鎮火させることができた火災			
	2 不休災害：休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害			
Ⅳ	1 環境への特段の影響はないが、環境保全上の留意が必要な事象	平日は当日中に、夜間（17時から8時30分まで）及び休日は翌営業日に電話にて通報。 前月に発生した事象を資料にまとめて、毎月10日までに報告。	毎月10日までに関連資料をホームページに掲載及びPCB処理情報センターで供覧。	ホームページに掲載
	①設備の停止を伴わずに修復できたPCB法令等で定める有害な物質※1の施設内での漏洩※7			
	2 0.5mg/kgを超えるPCBを含む油のオイルパン内の漏洩※9			
	3 微傷災害：区分Ⅰ～Ⅲに該当しない軽微な労働災害			

・備考

※1	PCB等法令で定める有害な物質とは、PCB濃度 0.1mg/m^3Nを超える排ガス、0.5mg/kgを超える油、0.003mg/Lを超える排水並びに危険物及び劇物（廃アルカリ、アンモニア）をいう。
※2	人の意図に反して発生若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために、消火施設又はこれと同程度の効果があるものを利用した場合をいう。
※3	施設設備の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火爆発、漏洩等を防止するため直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするものをいう。
※4	火災、爆発及び漏洩に繋がる可能性のある制御異常について連絡する。
※5	環境保全協定において定める排出管理目標値（別紙参照）
※6	設備停止とは、計画外の1週間以上の設備の停止をいう。
※7	次のいずれかに該当するものを除く。
	・少量のもの（広がりが 0.25m^2程度以下）
	・オイルパン内に留まったもの
	・処理対象物の劣化に起因するもの
	・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
	・サンプルボックス内に収まったもの
	・ドラフトチャンバー内に留まったもの
※8	PCB処理施設で使用する工業用水、計装空気、窒素ガスをいう。
※9	次のいずれかに該当するものを除く。
	・少量のもの（広がりが 0.25m^2程度以下）
	・処理対象物の劣化に起因するもの
	・設備保全に伴い計画的に排出されるもの
	・サンプルボックス内に収まったもの
※10	PCB濃度に異常がなく夾雑成分・夾雑信号等による誤検知やオンラインモニタリング設備自体の異常が判明した場合は除く。